

第3 参考資料

1 検定検査設備等の保有状況

(1) 基準器

種 類		形 式・能 力	器物番号	個数	有効期間
長さ	基 準 卷 尺	全長 2m (目量: 1 mm)	1457 1458	2	5 年
	タクシメーター 装置検査用基準器	円周: 1m	略	3	4 年
		円周: 0.5m		1	4 年
質 量	基準台手動はかり	ひょう量 50 kg (目量: 20 g)	76	1	3 年
	特 級 基 準 分 銅	20 kg ~ 1 mg	1	31	3 年
		20 kg ~ 1 mg	2	32	3 年
		5 kg ~ 10 g	11	11	3 年
		20 kg ~ 1 mg	1	33	5 年
	一 級 基 準 分 銅	20 kg ~ 1 mg	3	31	5 年
圧 力	基準液柱型圧力計	0 ~ 400 mm Hg (目量: 1 mm Hg)	5455	1	4 年
温 度	基準ガラス製温度計	0°C, 34 ~ 43°C (目量: 0.05°C)	8220	1	5 年
		0°C, 32 ~ 42°C (目量: 0.05°C)	3644	1	5 年
		0°C, 32 ~ 42°C (目量: 0.05°C)	6211	1	5 年
		0°C, 31 ~ 37°C (目量: 0.05°C)	2117	1	5 年
		0°C, 31 ~ 37°C (目量: 0.05°C)	2118	1	5 年
		-2°C ~ 52°C (目量: 0.1°C)	9676	1	5 年
体 積	基準燃料油メーター	口径 50 mm	M40889	1	2 年
	液体メーター用基準 タンク	水道メーター用 500L	84-1	1	8 年
		水道メーター用 50L	84-2	1	8 年
		燃料油メーター用 50L	86-1	1	5 年
		燃料油メーター用 20.8L	555	1	5 年
		燃料油メーター用 10.4L	1063 1064	2	5 年
		燃料油メーター用 5.1L	6052 1058	2	5 年
	液体タンク用基準タ ンク	50L (オーバーフロー式)	86-2	1	5 年
	基 準 フ ラ ス コ	100 mL	10-3 10-4	2	10 年
		200 mL	10-5 10-6	2	10 年
		500 mL	10-7 10-8	2	10 年
		5L	80 94-2 81	3	10 年
		10L	80-1 94-1	2	10 年

種 類		形 式・能 力	器物番号	個数	有効期間
面積	基 準 面 積 板	0.700m ² （円形）	A216	1	3年
密度	液化石油ガス用基準 浮ひょう型密度計	0.470～0.570 g/cm ³ 目量：0.001 g/cm ³	0409	1	3年
		0.500～0.650 g/cm ³ 目量：0.002 g/cm ³	2102	1	3年

(2) 主な検定検査用具等

名 称	形 式・能 力	数量	備 考
電 気 式 質 量 比 較 器	ひょう量：2100 kg 目量：1 g	1 台	検定室
	ひょう量：64.1 kg 目量：5 mg	1 台	質量標準室
	ひょう量：5100 g 目量：1 mg	1 台	質量標準室
	ひょう量：6.1 g 目量：1 μg	1 台	質量標準室
	ひょう量：220 g 目量：0.01 mg	1 台	質量標準室
	ひょう量：32.1 kg 目量：100 mg	2 台	検定室
1 級 実 用 基 準 分 銅	20 kg～5 mg	略	
2 級 実 用 基 準 分 銅	1000 kg～20 mg	略	
3 級 実 用 基 準 分 銅	1000 kg～10 mg	略	
体温計検定装置	恒温槽	2 台	体温計室
ボックス型遠心機	体温計用	1 台	体温計室
血圧計用検査器	10 個口	1 台	
走行クレーン	1.5 t 吊り	1 台	検定室
サスペンションシリンダー	大型分銅懸垂用	2 台	検定室
軽・ライトバン・ワンボックス	立入検査用	2 台	
	燃料油メーター検定用	3 台	
検査車	巡回検査用（3 t 以下）	1 台	ユニック車
	集合検査用（250 kg 以下）	1 台	検査車
握力計 背筋力計	計量思想普及用	3 個 1 個	量目検査室

2 製造・修理事業届出状況

令和7年3月末現在

事 業 の 区 分			製造事業 届出数	修理事業 届出数
タクシーメーター(製造 2社)(修理 4社)		タクシーメーター	2	6
質 量 計 (製造17社) (修理29社)	第 1 類	非自動はかりのうち、検出部が電気式のもの	15	12
	第 2 類	非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のもの	12	5
	分銅等	分銅、おもり	9	0
	自重計	自重計	1	17
温 度 計 (製造 3社) (修理 1社)	ガラス製温度計	ガラス製温度計（体温計を除く）	1	0
	抵抗体温計	抵抗体温計	2	1
体 積 計 (製造 7社) (修理 5社)	水道メーター第 1 類	標準流量が5m ³ ／h以下	1	0
	水道メーター第 2 類	標準流量が5m ³ ／hを超えるもの	1	0
	自動車等給油メーター	自動車等給油メーター	6	4
	小型車載燃料油メーター	小型車載燃料油メーター	6	4
	大型車載燃料油メーター	大型車載燃料油メーター	4	0
	定置燃料油メーター等	上記燃料油メーター以外のもの	6	0
	液化石油ガスメーター	液化石油ガスメーター	3	1
アネロイド 型 圧 力 計 (製造11社) (修理 7社)	圧力計第 1 類	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの(アネロイド型血圧計を除く)	4	1
	圧力計第 2 類	アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式以外のもの(アネロイド型血圧計を除く)	5	3
	血圧計第 1 類	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの	5	4
	血圧計第 2 類	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式以外のもの	3	0
濃 度 計 (製造 6社) (修理 2社)	濃度計第 1 類	濃度計（酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及び指示計を除く）	2	2
	濃度計第 2 類	ガラス電極式水素イオン濃度検出器	5	2
	濃度計第 3 類	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	5	2
自 動 は か り (製造31社) (修理 8社)	ホッパースケール		20	4
	充填用自動はかり		17	4
	コンベヤスケール		14	4
	自動補足式はかり		10	7
	その他の自動はかり		10	6
合 計			169	89

※ 製造事業届出は、従たる事業所(主たる事業所は県外)を含む。

※ 複数の事業所及び事業区分を含むため、事業届出数の合計と事業者数(社数)は必ずしも一致しない。

3 特定市の状況

(1) 計量事務の権限委譲状況

区 分			市 名	移行時期	摘 要	
特 定 市	政 令 市	地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市	さいたま市	平成 15 年 4 月		
	中 核 市	地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市	川 越 市	平成 15 年 4 月		
			越 谷 市	平成 27 年 4 月		
			川 口 市	平成 30 年 4 月	昭和 28 年特定市の指定	
	施 行 時 特 例 市	地方自治法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の特例市の廃止 (H27 年度 4 月 1 日施行)に伴い、経過措置として施行時特例市に指定	熊 谷 市	平成 21 年 4 月		
			所 沢 市	平成 14 年 4 月		
			春 日 部 市	平成 20 年 4 月		
			草 加 市	平成 16 年 4 月		
	埼玉県の特例条例（「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」第 2 条別表 80 項）に基づき、県から市町村に計量事務の一部が権限移譲			上 尾 市	平成 13 年 4 月	
				入 間 市	平成 22 年 4 月	
久 喜 市				平成 23 年 4 月		

令和 7 年 3 月末現在

注) 特例条例により市町村が処理する事務

○特定商品を販売する者の監督

- 1) 特定商品の販売事業者に対する勧告、公表、命令
- 2) 特定商品の販売事業者に対する立入検査等

○計量法第 15 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 147 条第 1 項、第 148 条第 1 項、第 150 条第 1 項、第 2 項

(2) 特定市の定期検査の実施対象地域

特定市の管内を 2 分割し、隔年毎に定期検査を実施している。

	さいたま市	川越市	越谷市	川口市	熊谷市	所沢市	春日部市	草加市
奇 数 年	A 地区 西区、北区、大宮区、 見沼区、岩槻区	A 地区 本庁管内	東地区	中央・南 平・並木 地区	A 地区	B 地区 西部	A 地区	北地区
偶 数 年	B 地区 中央区、桜区、浦和 区、南区、緑区	B 地区 出張所管 内	西地区	横曽根・青 木・支所地 区	B 地区	A 地区 東部	B 地区	南地区

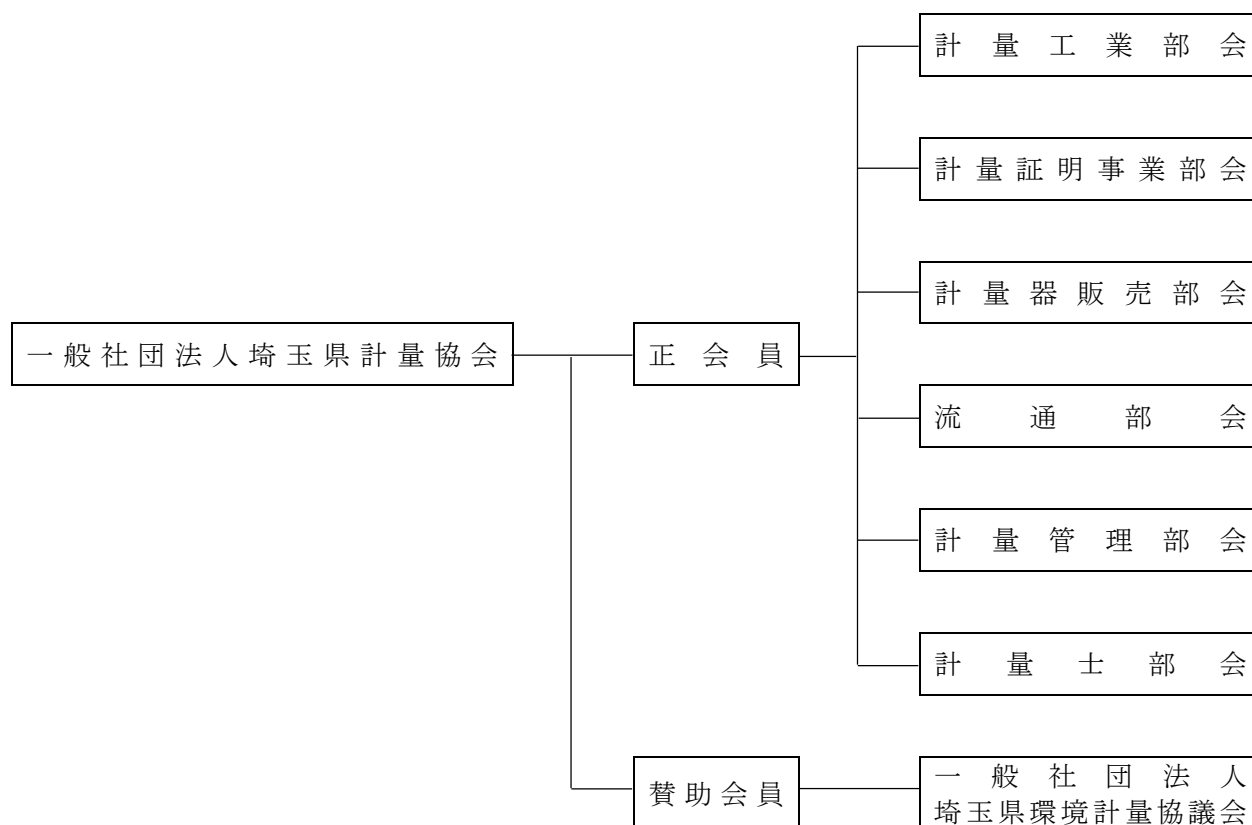
4 計量団体

令和7年3月末現在

一般社団法人 埼玉県計量協会

- (1) 設立年月日 昭和27年7月1日
- (2) 目的 県民の正しい計量観念の樹立及び計量思想の普及を図るとともに、計量界全体の親和協調に努め、併せて埼玉県における計量制度の確立を支援することにより、埼玉県の産業経済及び県民生活の発展に寄与する。
- (3) 構成 県内の計量関係事業者
- (4) 会員数 262名

一般社団法人 埼玉県計量協会 組織図

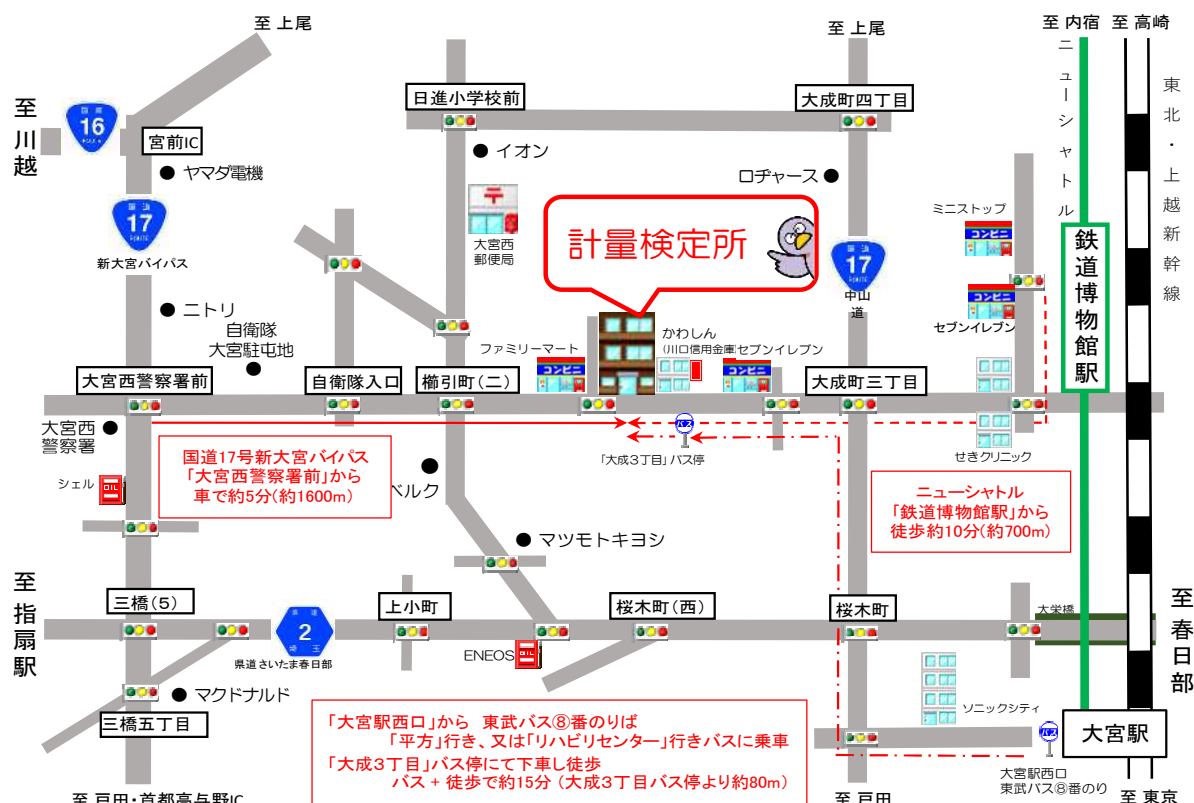


※ 平成14年度に県から指定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を受け、以後毎年度受託検査を実施している。

平成15年度以降は、順次特定市からも指定期検査機関の指定を受け、20年度は6市の検査を受託した。

平成21年4月1日から8市の検査を受託した。

平成25年4月1日から一般社団法人埼玉県計量協会となる。



埼玉県計量検定所

所在地 : さいたま市北区榑引町2-254-1
 電話 : 048-652-2171
 最寄駅 : 埼玉新都市交通ニューシャトル「鉄道博物館駅」
 お願い : 駐車場の台数が少ないので、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。



埼玉県の愛称

さいくに
「彩の国」

この愛称は、四季折々のいりどり豊かな自然に恵まれ、産業、文化、学術など様々な分野で発展する埼玉県を表しています。

令和7年9月発行

計量業務実績概要（令和6年度事業）

発行 埼玉県計量検定所

〒331-0825

埼玉県さいたま市北区榑引町2丁目254番地1

電話 048 (652) 2171 (代表)

FAX 048 (660) 1901

E-mail m522171@pref.saitama.lg.jp (代表)